

「長野県地方税滞納整理機構」がスタートします

皆さんに税金を納めていただくことにより、さまざまな行政サービスを提供することができます。

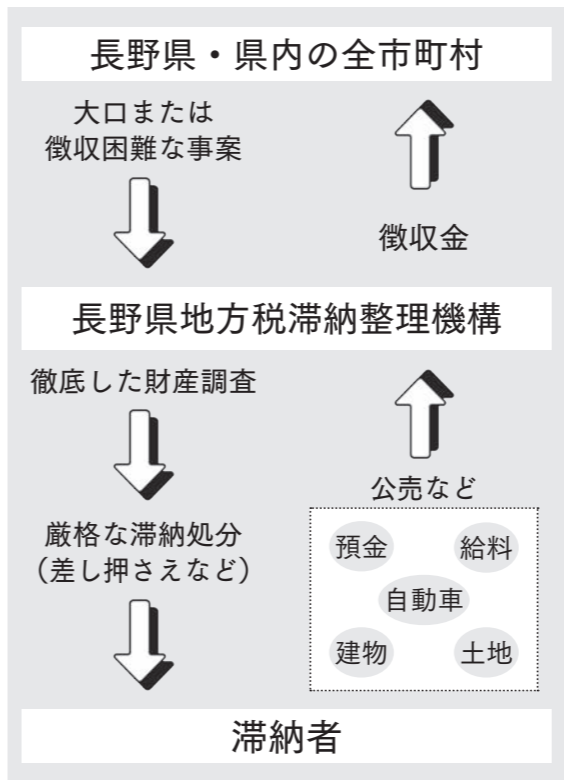
ほとんどの方は、納期内に納税をしていただいています。一部に納税義務を怠り、滞納している方がいます。このため、納税している方の公平性が保てないことなどから、滞納者へ厳正かつ公平な税金の徴収を行うことが求められています。

そこで、県内すべての市町村と長野県で構成する地方税

の滞納整理専門組織「長野県地方税滞納整理機構」の業務開始（平成23年4月）に向け、現在準備を進めています。

同機構では、市町村や県から大口・徴収が困難な滞納事案を引き受け、滞納者が所有する財産を徹底して調査し、差し押えや公売など厳格な滞納処分を中心とした滞納整理を行います。

問い合わせ先
市役所税務課収納係 ☎(22) 2111 (内線227・228)



(中学生)

学校名	学年	氏名	題名	表彰の種類
中野平	3	小林愛里沙	暮らしを守る税金	中野市長賞
中野平	3	田中 祥太	「税」と聞いて思うこと	中野市教育委員会賞

(高校生)

学校名	学年	氏名	題名	表彰の種類
中野立志館	3	徳竹 大和	税について	信濃中野税務署賞
中野立志館	2	高橋 紘也	税とは？	信濃中野税務署管内租税教育推進協議会長賞

問い合わせ先
市役所税務課収納係 ☎(22) 2111 (内線227・228)

11月11日(木)から17日(水)までの1週間は、国税局と税務署を中心に、全国で「税を考える週間」が実施されます。

これに合わせて、信濃中野税務署管内租税教育推進協議会は、中学生や高校生を対象

に税の意義や役割を学んでもらおうと「税に関する作文」の募集をしました。

市内では、中学校から126件、高校から45件の応募があり、次の通り入選作品が決定しました。

「税に関する作文」入選作品

国勢調査にご協力いただきありがとうございました



皆さんから集めた調査票は、厳重な管理の下で集計しています。年内には、調査速報として日本の人口が明らかになります。ご協力ありがとうございました。

問い合わせ先
市役所政策情報課統計交流係 ☎(22) 2111 (内線217)

議会改革に対するご意見の募集結果をお知らせします

「議会改革に対するご意見」について広報なかの9月号において募集しましたが、応募はありませんでした。ご協力ありがとうございました。

問い合わせ先
市役所議会事務局庶務係 ☎(22) 2111 (内線316)

裁判所から「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が発送されます

平成23年分の「裁判員候補者名簿」への記載のお知らせが11月中旬、中野市内99人の方を対象に、裁判所から発送されます。

このお知らせは、来年2月ごろから平成24年2月ごろまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があります。あらかじめ心積もりをしていただくためのものです。

また、裁判員候補者の方の事情を把握し、明らかに辞退が認められる場合に該当しているかどうかなどを尋ねる調査票を、お知らせと一緒に送ります。

なお、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた場合には、具体的な裁判日程を前提に、あらためて辞退の希望の有無についてお聞きします。

問い合わせ先
市選挙管理委員会事務局 ☎(22) 2111 (内線324)
長野地方裁判所事務局総務課庶務係 ☎(20) 26(403)(2008)

裁判員制度ウェブサイト
<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判所ウェブサイト
<http://www.courts.go.jp/>

相続または贈与などに関する年金の税務上の取り扱いが変わります

「遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分は所得税の課税対象にならない」とする最高裁判所の判決（7月6日）により、平成17年分から平成21年分までの各年分の所得税を納め過ぎた方については、納め過ぎた分が還付（返金）されるようになりました。

該当する方は、必要な手続き（更正の請求または確定申告など）をお願いします。詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。税務署にお問い合わせください。

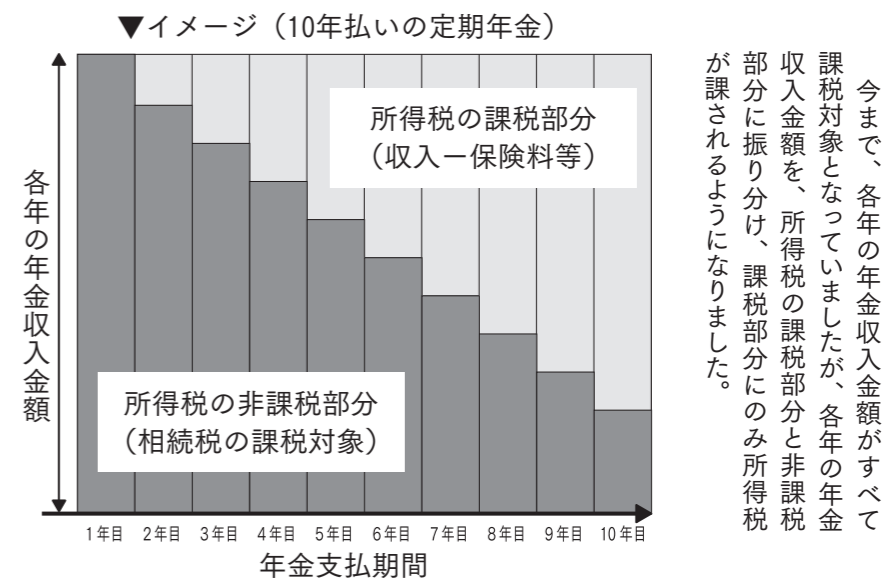
青色申告決算説明会

信濃中野税務署では、所得税の青色申告をする個人事業主の方を対象に、青色申告決算書などの書類作成に関する説明会を開催します。

説明対象により開催時間が異なりますので、ご注意ください。

期日 11月30日(火)
時間 ①午前10時～正午ごろ
②午後2時～4時ごろ
会場 市民会館41号会議室
対象 ①農業所得関係
②営業・不動産所得関係

問い合わせ先 市役所税務課課税係 ☎(22) 2111 (内線225・229)
信濃中野税務署 ☎(22) 3151 (※自動音声応答にて、お受けしています)



※平成17年分の還付期限は、早い方で12月末となります。
※受け取った年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。